

(1)

30年11月1日
No.140

発行
一般社団法人
練馬西青色申告会

ねりま西青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

年末調整の個別相談会は

1月10日まで

年末調整とは

給与の支払者は、毎月（日）の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収した税額の1年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

その1年間の給与総額が確定する年末に納めなければならないその給与総額についての税額（年税額）とそれまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収または還付する手続きを「年末調整」と呼んでいます。

その年末調整の個別相談会を次の通り行います。

◆期間

平成30年12月17日～平成31年1月10日（第2土・日曜・祭日を除く。尚、平成30年12月29日～平成31年1月4日までは休業となります。）

◆会場

一般社団法人練馬西青色申告会事務所

◆必要な書類

一人別源泉徴収簿、税務署から送られた納付書（年末調整関係書類は10月下旬に送付されております。）、扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書（生命保険料、地震保険料、国民年金、健康保険料等）。



配偶者控除・配偶者特別控除の改正

平成30年分の所得税の申告から、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額が次のように改正されました。

・配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。
(改正前は居住者の合計所得金額については限度額なし)

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

・配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を**38万円超123万円以下**(改正前は38万円超76万円未満)とし、その控除額が、配偶者の合計所得金額及び**居住者の合計所得金額**に応じてそれぞれ次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています。

配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

医療費控除の改正

平成29年分の所得税の確定申告から変わりました

平成29年分以後の医療費控除について次の通りの改正が行われました。

＜1＞従来の医療費控除の改正

事項

★ 平成29年分の確定申告から、領収書の提出に代えて、下記の事項を記載した医療費控除の明細書を作成して確定申告書に添付することが必要となりました。

(1) 医療を受けた方の氏名

(2) 病院 薬局などの支払先の名称

(3) 医療費の区分

(4) 支払った医療費の額

(5) (4) のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

(注1) (1)～(5)記載に代えて、

健康保険組合等から送付された

医療費のお知らせなどの医療費通知を医療費控除の明細書として確定申告書に添付することができます。

(注2) 医療費の領収書の添付

又は提示は必要ありませんが医療費の領収書は不要になったのではなく、必ず自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

★ 経過措置として平成29年から平

成31年分までの確定申告については、改正前と同じ医療費の領収書の添付又は提示によることができます。

＜2＞セルフメディケーション税制の創設

★ 適用期間：平成29年1月1日から平成33年12月31日

★ 適用対象者：居住者が自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般医薬品等購入費を支払った場合において当該居住者がその年に健康の保持増進及び疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行っていること。

(4) (3) のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

(5) 支払った金額

(6) (3) のうち生命保険や社会保険などで補填される金額

(7) 医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません

が医療費の領収書は不要になつたのではなく、必ず自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

★ 経過措置：平成29年から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることができます。

※ 従来の医療費控除の規定とセルフメディケーション税制の規定は併用できずどちらか一方のみの選択となります。どちらの規定が有利になるのかは会員によつて異なりますので是非とも練馬西青色申告会事務局にご相談して下さい。

平成三十年度会勢拡大出陣式・役員研修会が開催されました。

だきまして転倒防止トレーニングの実技訓練をしていただきました。

平成30年10月8日(月)～9(火)にかけて会勢拡大出陣式・役員研修会がホテルニューウエルシティで開催され、役職員合わせて60名のご参加がありました。お忙しいなかご参加いただきました役員の皆様ありがとうございました。

高橋局長の司会進行で物故者に対する黙祷、山田副会長の挨拶から始まり、会歌斉唱、梶野会長のご挨拶が終わり、第一部「会勢拡大出陣式」が始まりました。

「会勢拡大出陣式」の内容は、最初に橋局長から会員増強運動と会員の入会状況の現状についての説明が行われました。

次に支部長幹事である石神井町支部の八方支部長から「会勢拡大について」と題し、作家の新田次郎を例に挙げて予定納税のお話、青色申告会費の未納者を減らす方法、効率的な集金の方法などのお話をいただきました。

次に梶野会長から活動と家族についての題で、日本の人口、20年後の65歳以上の老人数の割合、現在の日本が抱えている国内の借金、国民健康増進法などについて各役員に問い合わせ、役員が会活動をするには家族の協力が不可欠であるとのお話をされました。

第二部「役員研修会の講演」では、柔道整復師会支部の羽賀支部長、奥田貴佳殿、藤田芳史殿の講師で「ころばぬ先のトレーニング～セルフケアのしかた～」と題して、学園東支部の鎌倉理事と石神井台支部の田中理事にモードルになつて



集合写真

決算書作成指導・相談日予約について

平成30年分の決算書作成指導は次のとおりです。

★予約日は、平成31年1月21日(月)～3月9日(土)まで(電話・FAX予約も可)

★予約時間は午前9時～午後4時まで。詳細は決算・申告書作成ご予約の往復はがきを12月の初旬頃に送付いたしますのでよろしくお願ひ致します。

★3月11日、12日、13日、14日の4日間は予約なし、受付時間は12時まで、先着順で60名までとさせて頂きます、なお、決算指導は3月14日(木)までです。

★3月15日(金)は、申告書類のお預かりのみで、練馬西税務署、練馬東税務署とともに午前12時までとさせて頂きます。

※日曜・祭日、1月26日(土)は休ませて頂きます。

但し、2月10日(日)は正午まで営業、予約は午前11時まで受け付けます。

昨年度から申告書、決算書は税務署から送付されなくなりました。代わりに下記の様式の「確定申告のお知らせ」が送付されますので決算時に必ずご持参して頂くようお願いいたします。

確定申告のお知らせ

※「確定申告のお知らせ」はがきのイメージです。

料金後納郵便	重要												
書類でないと申告書類は自動で計算!													
100-0013 千代田区霞が関 3丁目1-1	平成28年分確定申告書の受付期間及び納期限等												
<p>平成28年分確定申告書のお知らせ</p> <p>※重要なお知らせです。必ずご本人様が開封ください。</p> <p>カスタマバーコード</p> <p>平成28年分確定申告書の受付期間及び納期限等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>申告書の受付期間</th> <th>納 税 期 限</th> </tr> <tr> <td>所得税及び 復興特別所得税</td> <td>平成29年2月16日(木) ～平成29年3月15日(水) 平成29年4月20日(木)</td> </tr> <tr> <td>消費税及び 地方消費税</td> <td>平成29年1月 ～平成29年3月31日(金) 平成29年4月25日(火)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 送付申告は、平成28年2月15日(水)以前でもできます。(税務署の受付日(土・日曜・祝日等)は、税務署では税務署及び申告書の受け付けていません。)</td> </tr> <tr> <td>奉出人</td> <td>〇〇税務署 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 J H 1 0000000001</td> </tr> </table> <p>このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用いただいたい方などへ確定申告書・決算書等用紙を送付することに代えて送付しています。</p> <p>平成28年分確定申告書の作成に必要な情報 国税 太郎 様</p> <p>○電子申告(e-Tax)に関する事項 ○利用者識別番号 1234 1234 1234 1234</p> <p>○ダイレクト納付 ※ 利用規範については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。</p> <p>○申告の種類 ○予定納税額(合計) 9,999,999,999 円 ○振替納税利用 金融機関</p> <p>○所得税及び復興特別所得税に関する事項 ○課税対象者選択届出書の提出状況 ○中間納付額(合計) 9,999,999,999 円 ○中間納付課渡割額(合計) 9,999,999,999 円 ○振替納税利用 国税銀行 財務支店</p> <p>○消費税及び地方消費税に関する事項 ○簡易課税制度選択届出書の提出状況 ○課税対象者選択届出書の提出状況 ○課税期間特例選択届出書の提出状況 ○中間納付額(合計) 9,999,999,999 円 ○中間納付課渡割額(合計) 9,999,999,999 円 ○振替納税利用 国税銀行 財務支店</p> <p>※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基礎期間(前半6ヶ月)の納税額が5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。</p> <p>※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合又は平成28年分に適用がないと見込まれる場合は、「-」を表示しています。</p> <p>※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付課渡割額が表示されません。 最終の中間申告分での消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に記載してください。</p> <p>このお知らせは、平成28年11月1日時点の情報をに基づき作成しています。</p>				申告書の受付期間	納 税 期 限	所得税及び 復興特別所得税	平成29年2月16日(木) ～平成29年3月15日(水) 平成29年4月20日(木)	消費税及び 地方消費税	平成29年1月 ～平成29年3月31日(金) 平成29年4月25日(火)	※ 送付申告は、平成28年2月15日(水)以前でもできます。(税務署の受付日(土・日曜・祝日等)は、税務署では税務署及び申告書の受け付けていません。)		奉出人	〇〇税務署 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 J H 1 0000000001
申告書の受付期間	納 税 期 限												
所得税及び 復興特別所得税	平成29年2月16日(木) ～平成29年3月15日(水) 平成29年4月20日(木)												
消費税及び 地方消費税	平成29年1月 ～平成29年3月31日(金) 平成29年4月25日(火)												
※ 送付申告は、平成28年2月15日(水)以前でもできます。(税務署の受付日(土・日曜・祝日等)は、税務署では税務署及び申告書の受け付けていません。)													
奉出人	〇〇税務署 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 J H 1 0000000001												
局番-電話番号 01101-01234567 税務署からのお知らせ 国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」をご利用いただき、ご自宅等での申告書作成をお願いします。													
税に関するご相談は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用ください。													
電話による国税についてのご相談は、自動音声によりご案内しております。													

※上記のお知らせは平成28年分です。